

平成 17 年 6 月 28 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代表者名 執行役社長 船 井 哲 良
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問合せ先 IR・広報室 林 宏 之
(T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正通知の受領について

船井電機株式会社は、本日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成 14 年 3 月期から平成 16 年 3 月期の 3 年間について当社の香港子会社の利益を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。更正された所得金額は 393 億円で、追徴税額は地方税等を含め合計 165 億円と試算されます。これに対し、当社はこの更正処分を不服と考えており、不服申し立てを行う予定であります。

当局による今回の調査において、当社香港子会社はいわゆるタックスヘイブン対策税制の適用対象会社になると指摘されました。

当社の香港子会社は、香港政庁及び中国政府が積極的に推進する「委託加工方式」を 1992 年から採用しており、当社におきましては今日に至るまで公明正大に適正な申告を行ってきたと認識しております。また、かつて当局より税制上の問題を指摘されたことは一度もありません。

結果として、今回このような更正処分を受けるに至ったことは誠に遺憾であり、当局に対して引き続き香港子会社の実態、並びに当社の考えをご理解頂けるよう努めてまいります。

尚、平成 17 年 3 月期以前の決算に及ぼす影響はありません。今期業績に与える影響につきましては、今後の不服申し立て審議の経過等を踏まえ、当社方針が確定次第プレスリリースする予定です。

以 上